

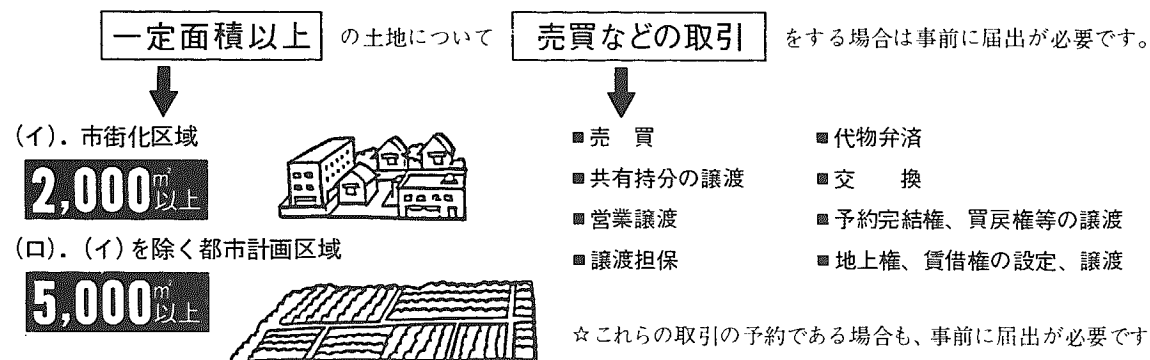
# 土地取引の前に、届出を。

## 国土利用計画法による土地取引の届出制のご案内

### 1 国土利用計画法のねらい

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、土地取引について届出制を設けています。一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、この法律により、あらかじめ知事に届け出なければならないことになっています。

### 2 届出の必要な土地取引



### 3 届出から契約まで

契約をしようとするときは、取引の当事者（売買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を書いた知事あての届出書を、契約を結ぶ6週間前までに役場企画開発課に届け出て下さい。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をし、不適正と認めるときは、取引の中止又は変更を勧告することがあります。それ以外の場合は、届出日から6週間以内に勧告をしない旨文書で通知します。

この通知を受け取れば契約ができることになります。

**届出は契約の6週間前までにしましょう**

### 4 届出をしないと

① 法律で罰せられます。  
届け出をしないで土地取引をしたり、偽りの届け出をすると、6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります。

② 税法上の特典がうけられなくなることがあります。

※黒埼町における届出状況

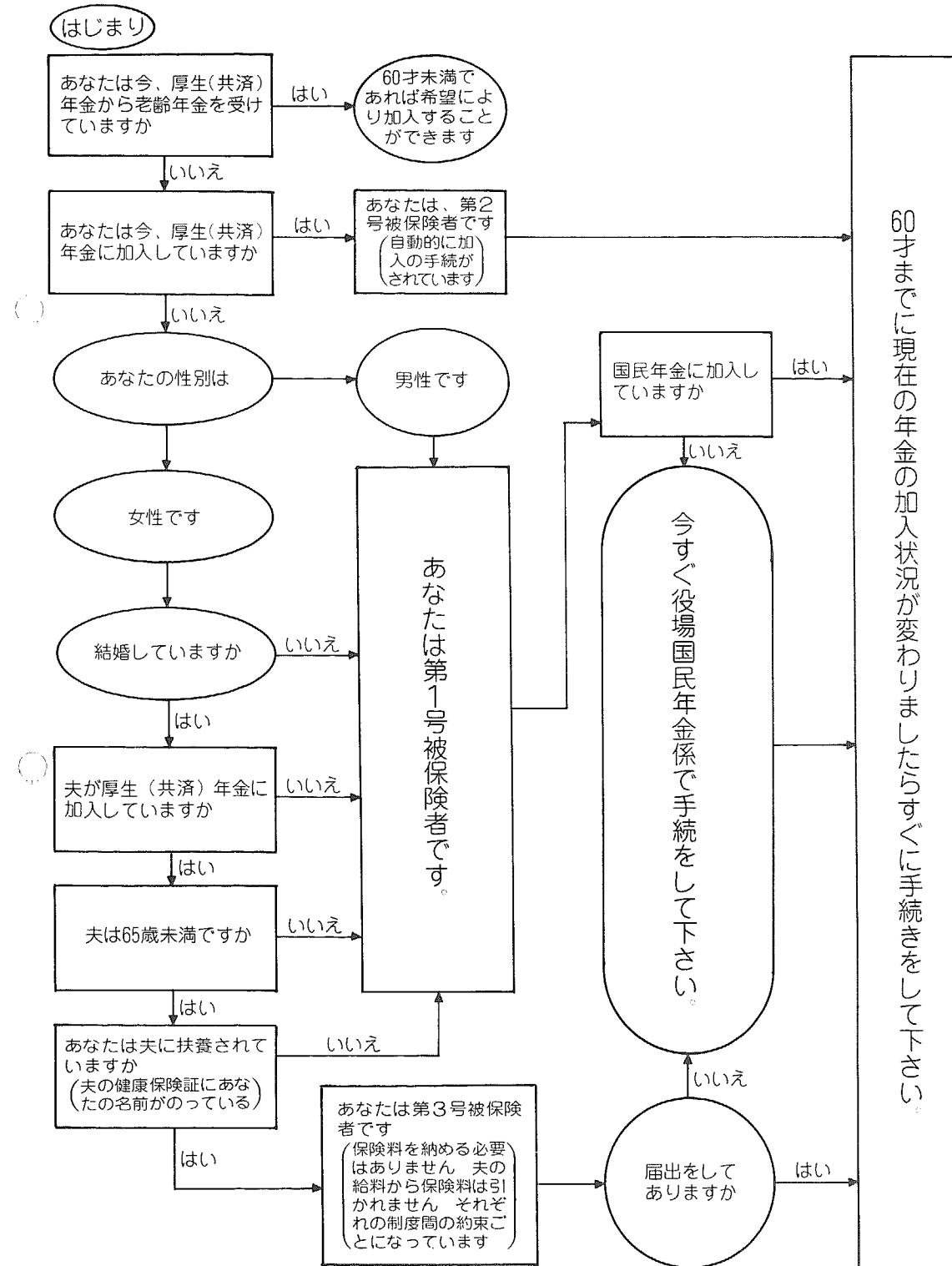
昭和61年1月1日から12月31日までの国土利用計画法にもとづく届出状況は、件数で17件、その面積53,774㎡となっており、昨年と比べると件数は同じで面積は増加しています。届出の対価は㎡当たり、最低12,000円（市街化調整区域）最高50,820円（準工業地域）となっています。

【問い合わせ】 新潟県企画調整部土地利用対策課 指導係  
TEL 025 (285) 5511  
黒埼町役場企画開発課 企画係  
TEL 025 (377) 3101

### ① あなたはどれに該当しますか。

新国民年金での加入者は3種類（第1号、2号、3号被保険者）に区別されています。あなたはどれにあたりますか。新国民年金は20歳から60歳までの人は一部の人を除いてすべて加入しなければなりません。下の図で確かめて、未手続きの人はすぐ手続きしてください。

〔注〕  
※加入しなくてもよい一部の人とは①学生②60歳前に厚生（共済）年金を受給した人（希望により加入することができます）です  
※60歳までに資格期間や可能年数を満たすことのできなかった人は65歳まで加入することができます



知っていただきたい国民年金制度